

# 消費税軽減税率対策について

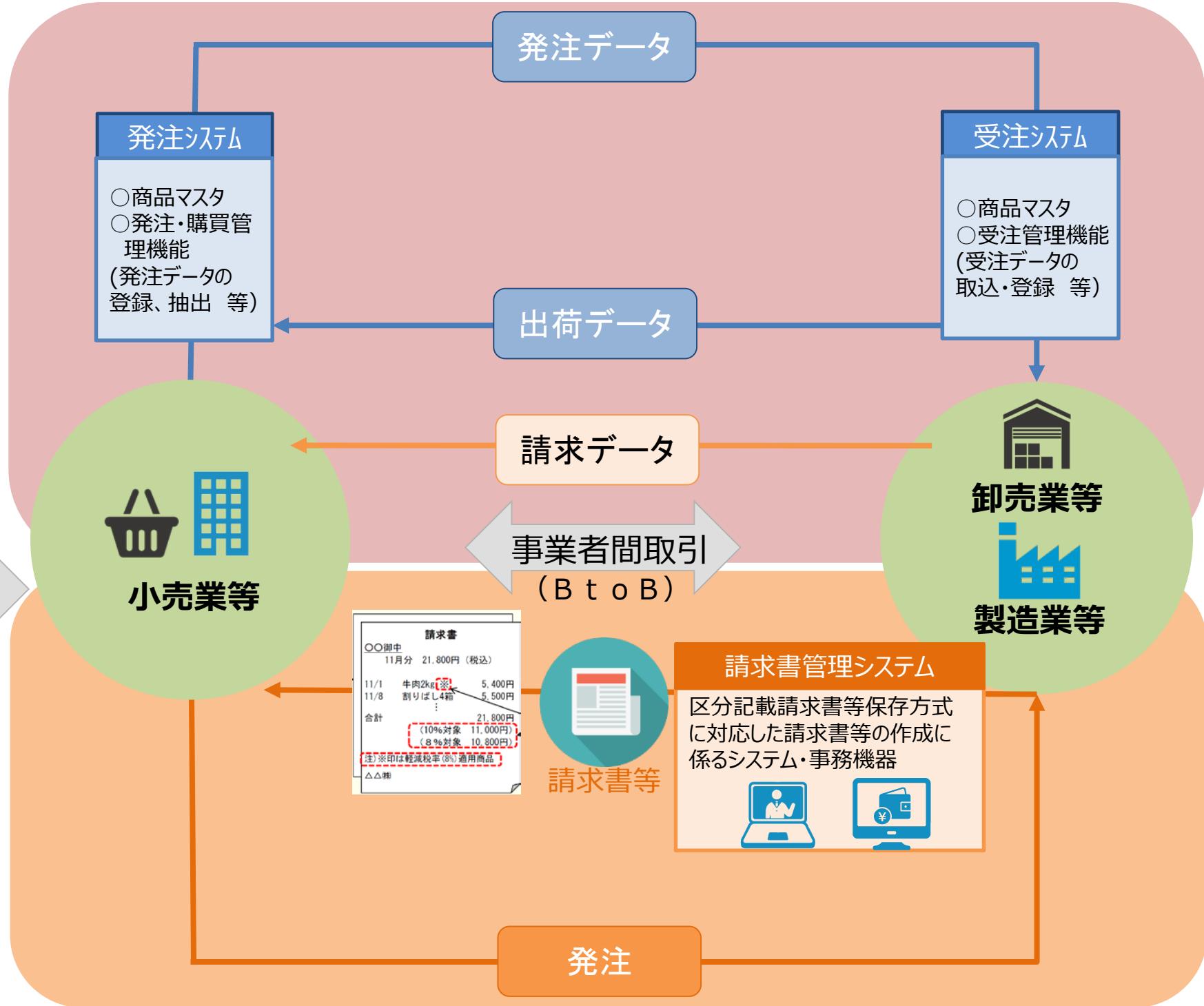
2019年1月  
中小企業庁

# 消費税軽減税率対策費補助金による支援（概念図）

## 複数税率対応レジ（A型）



## 電子的受発注システム（B型）



## 請求書管理システム（C型）

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、①複数税率対応レジ等の導入等（A型）、②受発注システムの改修等（B型）、③区分記載請求書等への対応（C型）などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度

## 小売段階の支援（BtoC）

## 流通段階の支援（事業者間取引：BtoB）

### ①複数税率対応レジ等の導入等支援（A型）

### ②電子的受発注システム等の改修等支援（B型）

### ③請求書管理システムの導入等支援（C型）

#### ■ 補助対象経費

- ①レジ等の本体（タブレット等を含む。）  
対応するソフトウェア導入に係る経費
- ②レジ付属機器  
（バーコードリーダー、レシートプリンタ等）
- ③券売機
- ④設置に要する経費  
（商品マスタ設定費、運搬費、設置費等）  
（レジ設置時とは別に行う商品マスタの  
設定も補助対象）

#### ■ 補助率

- 原則 3 / 4 以内  
※ 3万円未満のレジを1台のみ購入  
する場合は 4 / 5 以内

#### ■ 補助限度額

- ・レジ1台あたり20万円以内が上限
- ・商品マスタの設定、機器設置に要する  
経費は1台あたり20万円を加算
- ・1事業者あたりの上限は200万円

#### ■ 補助対象経費

- ①電子的な受発注システム等の改修（  
区分記載請求等保存方式に対応する  
請求管理機能の改修を含む。）等に  
要する経費
- ②パッケージ製品・サービスの導入に要す  
る経費 等

#### ■ 補助率

- 原則 3 / 4 以内

#### ■ 補助限度額

- ・発注システム：1,000万円
- ・受注システム：150万円  
※受注システム・発注システム両方の  
場合は、1,000万円

#### ■ 補助対象経費

- ①区分記載請求書等保存方式に対応  
する請求書等の作成・発行を行うシス  
テム等の開発・改修等に要する経費
- ②パッケージ製品の導入に要する経費
- ③対応する事務処理機器の導入経費

#### ■ 補助率

- 原則 3 / 4 以内

#### ■ 補助限度額

- 1事業者あたり：150万円以内
- ※補助対象経費や補助限度額等の詳細、  
補助金申請方法等は、決まり次第、  
軽減税率対策補助金事務局のホーム  
ページでお知らせします。

(<http://kzt-hojo.jp/>)

## 中小企業・小規模事業者の定義（抜粋）

- 軽減税率対策費補助金の対象事業者である「中小企業・小規模事業者」の定義は以下のとおり。
- 「①**資本金額又は出資総額**」or「②**従業員数**」の**いずれかを満たす事業者**が対象

### ➤ 中小企業支援法に規定される中小企業者（抜粋）

業種等	①資本金額又は出資総額	②従業員数
製造業・建設業・ 運輸業・ その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記の中小企業者

# 補助金申請窓口（軽減税率対策補助金事務局）

補助金に関するご質問・ご相談・申請は、「軽減税率対策補助金事務局」まで。

## 消費税の軽減税率対応のための レジ・システム補助金【第3版】



消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限である  
**2019年10月が迫ってきました！！**

レジや受発注システムを導入・改修する方への  
国の補助制度があります。

お問合せは以下の番号(※)まで  
**0120-398-111(通話料無料)**

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

### 複数税率

標準税率10%



軽減税率8%



POSレジ

メカレジ

モバイル  
POSレジ



QRコードは  
こちら！



補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。  
<http://kzt-hojo.jp/>

QRコードは  
こちら！



## [軽減税率対策補助金事務局ホームページ]

① 保護されていない通信 | kzt-hojo.jp

レジメーカー・販売代理店・ベンダー・指定リース事業者の皆様へのページはこちら

### 軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

お問い合わせ 軽減税率対策補助金事務局 申請窓口  
申請者専用回線  
9:00~17:00 フリーダイヤル **0120-398-111**  
(土・日・祝除く) または 0570-081-222 (通話料がかかります)

軽減税率対策補助金とは 複数税率対応レジの導入等支援 受発注システムの改修等支援 よくあるご質問

軽減税率対策補助金とは 2019年10月に消費税率10%へ引き上げに合わせて実施される消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々への補助金制度です。 <わしくはこちら>

② 消費税軽減税率制度とは

**個人申請**  
ご自身で申請書を作成して申請する方はこちら

**代理申請・共同申請**  
メーカーや販売店・ベンダーの方、または代理または共同で申請される方はこちら

申請時のよくある間違いやご質問をまとめました。 <間違いのない申請のために> <よくあるご質問>

**消費税軽減税率対策補助金 同意事項**  
※本補助金を申請するにあたり、ご同意いただきたい事項です。必ずお読みください。

**お知らせ**

中小企業庁からのお知らせ 軽減税率対策補助金の補助対象の拡大等について

中小企業庁は、2019年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、複数税率に対応するレジの導入支援、受発注システムの改修等を補助金により支援してきましたが、全国の中小企業・小規模事業者等からの制度拡充の要望を踏まえて、軽減税率対策補助金の制度を拡充し、軽減税率制度の実施に向けた事業者の準備の加速化を支援していきます。詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

(中小企業庁ホームページ: <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181225keigen.htm>)

※1 2019年1月1日から「補助率の引上げ」「旅館・ホテル等の一部の事業者に関連する取扱い(要件緩和)」が変更されます。2019年1月1日からの申請手続き等の公募要領(A-1型、A-2型、A-3型、A-4型、B-1型、B-2型)について、更新されました。

※2 上記※1以外の制度の拡充後の公募要領等については、準備が整い次第、公表します。